

特別養護老人ホーム サンホームふじみ（ショートステイ） 料 金 表

平成29年4月1日より適用

要介護	基本料金① 併設型短期入 所生活介護Ⅱ	サービス提供 体制加算Ⅰ口 ②	夜勤職員 配置加算Ⅰ③	介護職員処遇改善 加算Ⅰ④（注1）	地域区分7級地 ⑤（注2）	介護保険外の負担		合計 （食事3食の場合） （送迎1回、¥184）	
						居住費	食費		
要支援1	¥438	¥12	/	¥53	¥12	¥840	朝 ¥540	¥3,219	
要支援2	¥539			¥61	¥14			¥3,330	
要介護1	¥599		¥13	¥67	¥15		¥840	昼 ¥600	¥3,410
要介護2	¥666			¥73	¥17				¥3,485
要介護3	¥734			¥78	¥18				¥3,559
要介護4	¥801			¥84	¥19			¥3,633	
要介護5	¥866			¥89	¥20			¥3,704	夕 ¥540

第1段階対象者：生活保護受給者、市町村民税が世帯全員が非課税であり高齢福祉年金受給者（食費：¥300、居住費：¥0）

第2段階対象者：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以下の方。

世帯が分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。（食費：¥390、居住費：¥370）

第3段階対象者：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以上の方。

世帯が分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。（食費：¥650、居住費：¥370）

第4段階対象者：世帯及び本人が市町村民税を課税されている方

※入居者が非課税であっても①配偶者が課税されている場合②本人（夫婦）の資産（金融資産）が単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円を保有している場合には居住費、食費の負担軽減の対象外となります。

※一定以上の所得のある方（合計所得金額160万円以上）は自己負担割合2割（市町村から利用者負担割合証が発行）となります。

※送迎加算は、片道184円の自己負担になります。

※療養食加算：医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合は、23円/日

※緊急短期入所受入加算：介護支援専門員の作成する居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていないショートステイを緊急に行った場合は、90円/日（基本的には7日間の算定。家族等の疾病等のやむを得ない事情がある場合は、14日間の算定）

注1 介護職員処遇改善加算Ⅰの金額はおおよその金額です。利用日数等によって変わってきます。

介護職員改善改善加算Ⅰ④は、本来1か月の総額【{(①+②+③)×利用日数+送迎代}×83/1,000】で算定されます。

注2 地域区分7級地の金額はおおよその金額です。利用日数等によって変わってきます。

地域区分7級地⑤は、本来1か月の総額【{(①+②+③)×利用日数+送迎代+④}×17/1,000】で算定されます。

* 個人で居室等で使用される電化製品利用管理費（テレビ、電気毛布、ラジオ等）1電化製品につき50円/日（電池使用は除く、消費電力の多い物は要相談）

* おむつ代は上記利用料に含まれております。